

令和5年度

賛助会員加入のご案内



公益財団法人 藤沢市まちづくり協会

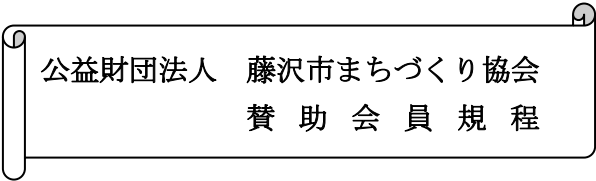
〒252-0805 藤沢市円行2丁目3番地の17

TEL (0466) 46-7788

FAX (0466) 46-2233

<ご入会案内>

本協会の趣旨に賛同しご入会いただける方は、別紙の**賛助会員入会申込書**にご記入のうえ、FAX 郵送等にてご提出のほどお願いいたします。



公益財団法人 藤沢市まちづくり協会 賛 助 会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人藤沢市まちづくり協会(以下「本協会」という。)定款第55条第2項の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 本協会の趣旨に賛同し後援する個人又は団体は、賛助会員となることができる。

(入会)

第3条 本協会の賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、年会費として賛助会費を納入しなければならない。

2 賛助会費の額は、一口1,000円とし、口数は賛助会員の意思によって決定する。

3 賛助会費は、毎年、口数に応じ4月1日から翌年3月31日までの間に一括して本協会へ納入するものとする。

(賛助会費の不返還)

第5条 賛助会員が既に納入した賛助会費は、これを返還しない。

(賛助会費の用途)

第6条 第4条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額については本協会の運営に使用することができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、賛助会員について必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

目 的

この法人は、魅力ある都市形成と豊かな地域社会の実現のための事業、障がい者等及び健康で働く意欲を持つ高齢者（以下「高齢者」という。）の就業機会を確保、提供する事業を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

事 業 概 要

（公益目的事業）

この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の活力導入と市民サービスの向上を図ること及び施設の効用を高めること。
- (2) 地方公共団体、民間企業、個人等からの障がい者等の働く機会を提供すること。
- (3) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (4) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。
- (5) 高齢者に対し、就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (6) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るため必要な事業を行うこと。
- (7) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (8) その他公益目的を達成するために必要な事業

（その他の事業）

この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 事務所ビルの賃貸事業
- (2) 物品等の販売事業
- (3) その他公益目的事業の推進に資する事業

組 織

評議員 3名以上12名以内

役 員

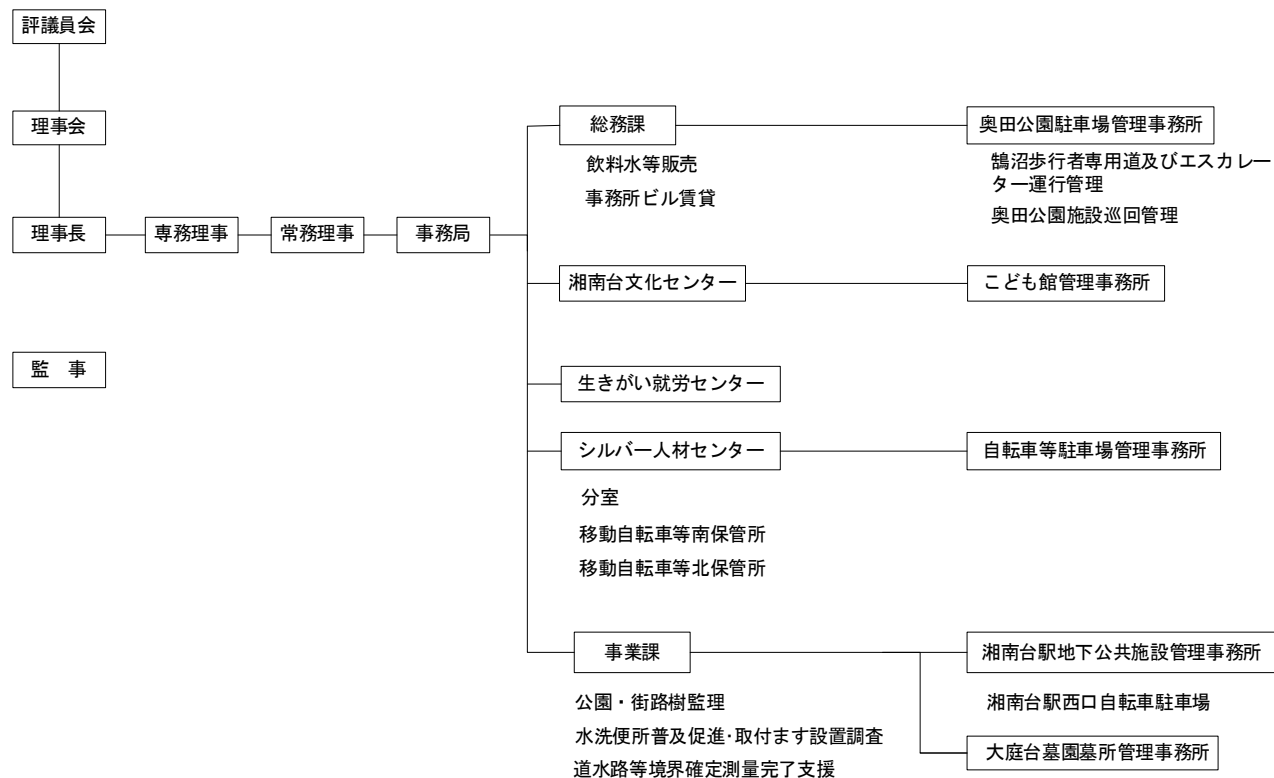
理 事 3名以上12名以内

うち代表理事 1名

業務執行理事 2名以内

監 事 2名以内

(組織図)



【親水公園まつり】



【湘南台文化センターこども館/月食観望会】



【シルバー人材センター海岸清掃】



【湘南台公園花壇ボランティア】

令和5年度事業計画概要

I はじめに

本協会は、公益法人として、また市の出資団体として、定款に定める「地域社会の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与する」という目的の達成に向けて、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第三次中期経営計画」（以下「第三次中計」といいます。）の事業方針に基づく5か年の事業計画を策定し、中間年にあたる令和4年度においては、外部環境の変化に応じた見直しを行うなど、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら、可能な限り事業の推進に努めてまいりました。しかし一方では、長年に亘り管理を行ってきた長久保公園指定管理事業において、次期指定管理者の指定を得られないなど、本協会を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

令和5年度に計画する事業につきましては、感染状況に応じた柔軟な対応を継続しながら、更なる市民サービスの維持・向上及び既存事業の安定的な確保に努めながら、「第三次中計」に定めた中期ビジョンの実現に向け取り組んでまいります。

II 事業計画

1 まちづくり推進事業

（魅力ある都市形成と豊かな地域社会の実現のため、市民の活力導入と市民サービスの向上を図ること及び施設の効用を高めることを目的とする事業）

(1) 事業の概要

地域社会の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与するため、「市民の活力導入と市民サービスの向上を図る事業」及び「施設の効用を高める事業」の2つの事業構成に基づき市民の参加とサービスの向上に努めるとともに、活動拠点としての施設の効果的な運営管理を行います。

「市民の活力導入と市民サービスの向上を図る事業」では、市民、ボランティア、市民活動団体などとの協働により様々な事業を展開することで、市民相互の交流や連携を促進し、自発的な協力関係の構築を支援します。

また、拠点となる施設や職員の専門的知識の活用により、付加価値の高い場を提供するとともに、企画事業の開催など多様化する市民の要望を的確に捉え施策に反映させる事業等を展開することにより市民満足度を高め、地域における一体的なまちづくりを実現してまいります。

「施設の効用を高める事業」では、地域の人々の共有資源である公園、緑地、街路樹、墓園及び文化施設などを統一的に運営管理する事業を基盤に、運営に市民の声を反映させる調査研究事業と市民の施設利用を促進する環境整備事業の3事業を複合的に行うことで公益目的を達成してまいります。

(2) 実施事業

（市民の活力導入と市民サービスの向上を図る事業）

① 講座、体験活動

市民に対し、専門的な知識や技能の習得に必要な講習会を開催します。

また、各施設において市民、講習会等受講者、次代を担う子ども達等を対象に、環境、文化、教育等の分野を楽しく学べるよう工夫した体験活動の機会を提供し、豊かな人間性の実現を図ります。

□ 主な事業

ア 市民にみどりを育てる楽しさを知ってもらいながら、緑化技術の向上を図るため、公園の樹木を提供し、実際に剪定や刈込み等の作業を体験してもらう講習会の開催

イ 中学生の職場体験希望者の受入れ

ウ 教育委員会が実施主体として行う社会体験研修希望者の受入れ

エ 博物館学芸員実習希望者の受入れ

オ 市の担当課と連携し、地域在住外国人親子を対象に、こども館の展示品やワークショップの技術等を活用した多文化共生社会の構築に向けた国際交流の機会とコミュニケーションによる参加者相互の連携意識の高揚を図る体験活動の提供

カ 科学工作、独楽教室などの実技研修の開催及び総合学習の一環として体験学習講師の小学校への派遣

キ 野外体験教室を開催し、身近な自然に触れることで自然保護と青少年の健全育成を推進

ク プラネタリウムを専門とする職員による野外天体観望会、宇宙少年団や関係機関との協働による天体観望会等様々な天文事象に関する学習機会の提供

ケ 子ども達に自然やみどりの大切さを教え、公園の樹木と親しんでもらう木登り（ツリークライミング）教室の開催

② 育成、協働

施設を場として、職員が市民や市民活動団体などと、また、市民や市民活動団体同士などが手を携える「協働」を実施することで、市民のつながりを広げ、地域の活性化と交流を促進します。これらの活動を支援するため、資材や場の提供などを行います。

□ 主な事業

ア 公園美化推進団体「みどりの会」、ボランティア等の活動を通じた市民との交流と相互理解の促進

イ 公園や緑地の草花管理を地域の緑化ボランティアや学生等と協働で実施

ウ NPO団体やキッチンカー事業者等との協働により、親水公園まつりやキッチンカーの出店事業等を実施

エ スポーツ団体等と協働し、公園の特性を生かした教室や大会を開催

オ 学生等ボランティアに対する実践的な経験を通じた育成・支援

カ 宇宙少年団指導者や青少年団体指導者への専門的なノウハウやスキル習得の場の提供による指導者の育成及び拡大支援

キ 地域団体や地域のアート関係施設等とこども館が協働し、それぞれが有する人材や施設等の資源を活用したワークショップの開催による地域の活性化と高齢者と子どもとの世代間交流及び地域資源の保護や自然とのふれあいの推進

- ク 青少年健全育成のため、子どもの居場所づくりとして、平日午後のこども館ワークショップ室を利用した事業の実施
- ケ 地域の活性化と市民交流促進に役立つ公共施設運営を目的とした、市民協働による事業の検討
- コ 地産地消の推進や観光名産品の普及促進による地域の活性化及び市民交流を目的とした、地域団体やキッチンカー事業者への販売機会の提供
- ③ 相談、助言、情報提供
- 公園内のマップや利用時間等を記載した公園リーフレットを作成し配布するとともに、ホームページやコミュニティFM放送等を通じてイベント情報やアンケート結果、本協会に関する情報等を広く公開します。
- 主な事業
- ア 公園内の施設や利用時間等を記載した公園リーフレットの配布
- イ 事業案内や天文、自然科学等に関する特集を掲載した季刊誌「こども館ニュース」や毎月の「こども館イベントチラシ」の発行
- ウ 大庭台墓園墓所施設の特性を活用した納骨、改葬、分骨、自然葬、手元供養等の祭事に関する相談及び公営墓所や民営墓所の所在地、規模、特徴、形態、宗派別寺院等の情報提供
- ④ 障がい者への支援活動
- 地域の障がい者への支援活動として、管理する施設において福祉バザーを開催するとともに、障がい者施設と連携し、軽食等の出張販売の場を提供し、障がい者への活動支援及び施設利用者との交流並びに市民へのサービスの向上に努めます。
- 主な事業
- ア 障がい者の活動を支援するため、手作りの小物や陶芸品等を販売する福祉バザーの開催
- イ 障がい者施設と連携し、軽食等の出張販売の場を提供することによる障がい者の活動支援と施設利用者へのサービス向上
- ⑤ 企画展示
- 職員の企画により科学、自然、歴史などをテーマに企画展示及び藤沢市内の公園を紹介したパネルの展示を行います。
- 主な事業
- ア ゴールデンウィークの期間に合わせて天体に係る写真のミニ企画展や季節の行事に合わせた企画事業等の開催。また、夏休み期間に特定のテーマを設定し、子ども達が遊びながら楽しく学べる企画展を開催
- イ 大庭城址公園の管理事務所内の展示ホールを利用し、指定管理公園を中心とした藤沢市内の公園を紹介したパネルの展示
- ⑥ プラネタリウム等企画・投影
- 職員がプラネタリウム番組の企画から投影まで一貫して手掛けることにより、対象とする市民にマッチしたプラネタリウム番組を提供し、市民の精神的豊かさの醸成や満足度の向上に努め

ます。

□ 主な事業

- ア 教育文化センターとこども館が連携して、プラネタリウムの学習利用運営について、定期的な協議を行い学校現場の考え方を反映したプラネタリウム番組の投影を実施
- イ 学習指導要領に適合させたオリジナル番組の提供による授業の一環としての市内外の小中学生を対象とした学習効果の高い天文教育の実施
- ウ 大自然とCGを組み合わせた子ども向け番組の提供のほか、当日の藤沢の夜空のライブ解説による提供
- エ 「癒し」をコンセプトとした「のんびりアロマプラネタリウム」を自主企画として提供
- オ 地域の様々なジャンルの演奏家の生演奏と星空とのコラボレーションによる「プラネタリウムコンサート」をはじめとする天文に関連した各種ナイトイベントの実施
(施設の効用を高める事業)

公益目的事業の活動拠点の運営管理

公益目的事業の活動拠点としての施設の効用を高めるためには、各施設を管理運営する職員の提供するサービスが、統一的に高い水準で提供されることが必要となるため、次の研修等を実施し、サービスの品質維持を図ります。

主な研修等

接遇研修、個人情報保護研修、情報公開研修、危機管理研修、甲種防火管理者研修、普通救命講習、資格取得支援制度、通信教育受講料助成制度、その他業務別研修など

公益目的事業の活動拠点

【指定管理施設】

(事業名) 新林公園ほか11公園指定管理事業

(事業名) 藤沢市湘南台文化センター指定管理事業

【受託施設】

(事業名) 街路樹監理業務

(事業名) 大庭台墓園墓所管理運営業務

② 調査研究

- ・ こども館において運営委員会を設置し、委員会からの提案等を施設運営に反映します。
- ・ 市民に対し、本協会が実施する各事業や施設の利用環境についてアンケートや満足度調査を行い、運営に反映します。
- ・ 他市の類似施設の運営等について調査を実施し、施設の運営等に反映します。

□ 主な事業

- ア 利用者にアンケート調査を行い、満足度や利用者ニーズを把握するとともに、利用環境への要望などを調査し、運営管理へ反映
- イ 意見箱の設置やアンケート調査、要望、苦情等利用者の声を迅速に反映する仕組みなどにより、快適な施設を提供

- ウ こども館運営委員会からの提案等を施設運営に反映
- エ 他類似施設の情報収集や視察を行い、公園の運営管理に反映

③ 環境整備

指定緊急避難場所（大規模火災）としての機能を向上させるため、災害救援ベンダーによる飲料水等の配備、施設や設備の巡回点検による施設の老朽化や不具合の早期発見、ピクトグラム（絵文字）を活用した案内表示板の作成及び車椅子やベビーカーの貸出しなど施設の環境整備事業を実施します。

□ 主な事業

- ア 公園、街路樹等の施設を適切に管理し、有効に利用することによる地域への緑化環境の提供
- イ 公園利用者に樹木に関する興味を持ってもらうとともに緑化知識の向上を図るため、園内の樹木に植物の特性を瞬時に検索できるQRコード付きの樹名板を設置
- ウ 自動体外式除細動器（AED）を配置
- エ 車椅子、ベビーカー、雨傘・日傘、テニス用具の貸出しと授乳室の設置
- オ 施設の老朽化や不具合の早期発見のため、職員による施設巡回点検を実施
- カ 公園の迷惑行為防止のため、夏休み期間中の夜間パトロール及び年末年始の期間中に施設巡回を実施
- キ こども館において英語版案内表示に加え、他の言語やユニバーサルデザインに配慮したピクトグラム（絵文字）を活用した案内表示板を更新
- ク こども館における障がい者利用時の付添者を含めた利用料金の免除
- ケ 利用しやすい環境づくりとサービスの向上を図るため、休館日の開館、宇宙劇場の番組構成並びに提供する時間帯等の見直し
- コ 災害及び感染症対応のBCP訓練の継続実施
- サ 災害及び感染症対応に必要な資機材の備蓄

2 生きがい就労センター事業

(1) 事業の概要

本事業は、地方公共団体、民間企業及び個人等から仕事を受注し、心身障がい者等の就業機会を確保及び提供し、就業及び社会参加の推進並びに生きがいの充実と福祉の増進を図ることにより、地域社会の健全な発展に寄与するものです。

(2) 実施事業

①地方公共団体、民間企業、個人等からの仕事を心身障がい者等に提供する事業

心身障がい者等に適した仕事を地方公共団体、民間企業、個人等から受注し、能力、希望等に応じて請負又は委任により提供するとともに、就業機会の拡大に向け、展示及び販売品の自主製作を行います。

□ 主な事業

- ア 請負又は委任による事業

心身障がい者等に、地方公共団体及び民間企業から部品の組み立て、配布物の封入・封緘、箱詰め等を、また、個人等から洋裁、筆耕等の軽作業を受注し提供する。

イ 自主製作事業

心身障がい者等が、デコパージュ石鹸やエプロン等を自主製作し、地域で開催される公民館まつり等の各種イベント（以下「地域イベント」という。）において展示及び販売を行う。

②事業を推進するための諸活動並びに社会参加活動を推進するための諸活動就業分野の拡大並びに社会参加を推進する事業を行います。

□ 主な事業

ア 普及啓発事業

本事業の基本的な理念及び仕組み等をホームページや会報等を活用して広く周知する。
また、地域イベントへ積極的に参加し、事業のPR活動を行う。

イ 安全・適正就業の推進事業

心身障がい者等が提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行うとともに、自らの健康の維持と安全を確保することを推進する。具体的な活動として、交通安全教室等の実施、医師による健康相談及び健康講座を開催する。

ウ 調査研究事業

利用者等のニーズに対応した事業を展開するため、心身障がい者等の会員、発注者等に対しアンケート調査を行い、調査結果をホームページ等により公開する。

エ 就業分野の開拓・拡大事業

関係機関等が実施する情報交換会や連絡会及び地域イベントへ積極的に参加し、就業先の開拓や拡大に取り組む。

オ 相談事業

入会や就業に関する相談について、相談者のニーズに基づく的確な情報の提供や関係機関等への紹介を行い、ワンストップサービスに努める。

カ 技能研修等

会員や市民を対象としたオリジナル製品の製作に関する講習等を実施し、技能の向上や就業意欲の促進を図る。

キ 社会参加推進事業

社会参加を推進するため、地域イベントへ積極的に参加し、心身障がい者等の会員が製作したオリジナル製品の展示及び販売を行い、地域交流に努めるとともに、心身障がい者会員を対象に社会見聞を広げるための企業見学等を実施する。

ク 公益目的事業の活動拠点の管理運営

公益目的事業の活動拠点として、藤沢市生きがい福祉センターを適切 に管理運営するとともに、同センター消防計画に基づく防災訓練等を行う。

ケ 会員表彰

事業の振興に貢献した会員の功績を称えるため、表彰式を開催する。

3 シルバー人材センター事業

(1) 事業の概要

本事業は、神奈川労働局、神奈川県、藤沢市、その他関係機関等との連携のもと、地方公共団体、民間企業、個人等から高齢者の就業に関し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供すること及び就業等に必要な知識及び技能を付与するための講習を行います。

また、事業を推進するための諸活動並びに社会参加を推進するための諸活動を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図ることにより、地域社会の健全な発展に寄与するものです。

(2) 実施事業

① 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、地域社会の健全な発展に寄与するため、高齢者にふさわしい仕事を、地方公共団体、民間企業、個人等から受注し、能力、希望等に応じて請負又は委任により提供します。

就業機会の提供にあたっては、地域から発注された仕事の情報を広く高齢者に周知し、公平な就業機会が得られるよう、グループ就業やローテーション就業などを進め、より多くの会員が就業できる取組みを推進します。

□ 主な事業

ア 地方公共団体からの受注

駅前自転車等の整理、駐輪場の管理、公民館等の施設管理、公園トイレの清掃等

イ 民間企業からの受注

屋内外の清掃及び軽作業、除草・清掃等

ウ 個人等からの受注

除草・清掃、植木剪定、障子・襖・網戸の張替え、草刈等

② 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

□ 主な事業

ア 職業紹介事業

高齢者の就業に関して、シルバー人材センターが紹介者となり、求人及び求職の申込みを受けて、求人者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋する事業

イ 労働者派遣事業

派遣元事業主である公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会との連携のもと、派遣先の指揮命令を受けて労働に従事させる事業

③ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習等

就業等に必要な知識及び技能を就業意欲のある高齢者に付与し、より広い就業分野での仕事

の確保と提供を行います。

□ 主な事業

ア スキルアップ講習

技能等を必要とする業務に就業する会員に対して、技能向上講習会を実施

イ 接遇研修

顧客満足度の向上に役立てるための接遇研修会を実施

ウ 高齢者セミナー

高齢者のライフスタイル、課題に即したテーマを設定した講習会を実施

エ リーダー講習

グループ就業等における班長及び連絡員等を対象に、リーダーとしての心構え、役割等を身につけ、より適切に事業を推進するための講習会を実施

④ 事業を推進するための諸活動並びに社会参加活動を推進するための諸活動

□ 主な事業

ア 普及啓発事業

本事業の基本的な理念及び仕組み等をホームページや会報、事業紹介DVD等を活用して広く周知するとともに、地域で開催される公民館まつり等の各種イベントにおいて、市民交流と事業のPR活動を行う。

イ 安全・適正就業の推進事業

全国シルバー人材センター事業協会の「安全・適正就業の手引き」に基づく安全適正就業対策基本計画及び年間事業計画を策定し、高齢者等が提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行うとともに、自らの健康の維持と安全を確保することを推進する。具体的な活動として、現場巡回パトロールや安全運転講習会等の実施、医師による健康相談及び健康講座を開催する。

また、シルバー人材センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」に基づき、会員の情報共有や意思統一を図る場であるシルバー人材センター運営委員会を運営する。

ウ 調査研究事業

利用者等のニーズに対応した事業を展開するため、会員、発注者等に対しアンケート調査を行い、調査結果をホームページ等により公開する。

エ 就業分野の開拓・拡大事業

より多くの高齢者に対して就業の機会を提供するため、就業開拓コーディネーターが事業所等を訪問する。

オ 世代間交流事業

高齢者団体との連携等による、別世代に向けた木工細工などの講習会等を実施する。

カ 相談事業

入会や就業に関する相談について、相談者のニーズに基づく的確な情報の提供や関係機関等への紹介を行い、ワンストップサービスに努める。

キ 社会参加推進事業

社会参加の一環として、ボランティア活動等を希望する高齢者に対して積極的に情報を提供するとともに、海岸等の清掃活動を実施する。

ク 会員表彰

事業の振興に貢献した会員の功績を称えるため、表彰式を開催する。

4 公益目的事業の推進に資するための事業

(1) 事務所ビルの賃貸事業

藤沢市北部の行政拠点でもある協会事務所ビルについて、藤沢市及び神奈川県建築安全協会と賃貸借契約を締結し、法令に基づく点検、整備を行い、執務環境の維持向上に努めます。ただし、神奈川県建築安全協会については、令和5年7月31日をもって湘南台事業所の廃止に伴い契約解除となります。

(2) 飲料水等の販売事業

管理施設内での自動販売機による飲料水等の販売、プラネタリウム関連グッズの販売により、利用者へのサービス向上に努めます。

(3) 駐車場事業

① 奥田公園駐車場運営事業

周辺公共施設の利便性の向上に供するため、利用者への案内及び誘導を円滑かつ効率的に行い、一層のサービス向上と施設設備の安全維持に努めます。

また、従来の施設案内に加え、定期募集案内を掲示するなど積極的なPR活動を行い、一般利用者の増加を図ります。

② 湘南台駅西口自転車駐車場事業

施設PR等により一時利用及び定期利用の促進・利用率の向上かつ受付・案内・整理・誘導・駐車料金の収納事務を、円滑かつ効率的に行うとともに、利用者ニーズを考慮し、増設した平置き駐車スペース（おもいやり駐車スペース）を活用し、利用者が気持ち良く快適に利用できる雰囲気づくりと場内の整理整頓の徹底を図ります。

また、湘南台駅西口駐輪場については、入出場ゲートの機械化に向けて検討を進めてまいります。

(4) 受託事業

① 湘南台駅地下公共施設等管理等事業

地下自由通路等の清掃・巡回及びエレベーター等の運行並びに地下公共施設の設備保守による環境維持と地下公衆便所の環境衛生及び安全に努め、総合的な管理を行います。

ア 湘南台駅地下公共施設等管理業務

エレベーター及びエスカレーターの運行管理並びに施設の各種機械設備の運行、発停、操作、監視及び計測等の保安管理と消防用及び防災用設備の点検、保守管理、地下自由通路等の清掃、巡視、夜間警備巡回により、安全かつ快適な環境維持に努め、非常時の対応をより迅速なものとするよう努める。また、六会日大前駅東口、善行駅東口に設置されているエレベ

ーター及び六会日大前駅西口に設置されているエレベーター、エスカレーターのモニター監視を行い、緊急時には関係機関への通報を迅速に行うよう努める。

イ 地下1階公衆便所の清掃業務

地下公衆便所・マルチブースの衛生、美観維持のため、清掃及び異常時の安全確保に努める。

② 道水路等境界確定測量完了検査支援業務

道水路等境界の適切な管理を目的に、関係法令等に基づき検査の支援を行います。

③ 水洗便所普及促進業務及び取付ます設置調査業務

公共下水道の普及促進や環境の保全を図るため、公共下水処理区域内の排水設備調査及び未水洗家屋等に対する普及啓発活動を行うとともに、公共下水道未整備区域内の浄化槽補助事業調査を行います。また、公共下水道施設の着実な普及に伴い、公共下水道の供用のため、取付ますの設置調査を行います。

④ 鵜沼歩行者専用道及びエスカレーター運行管理業務

市民会館及びイトーヨーカ堂前側エスカレーターの運行管理及びペDESTリアンデッキ・プロムナードの美観等維持を行い、利用者が安全に利用できるよう適正な施設管理に努めます。

⑤ 奥田公園施設巡回管理業務

奥田公園内の定期巡回及びごみ拾い清掃並びに公園内にあるトイレの清掃を行い美観の維持に努めます。

以 上

公益財団法人藤沢市まちづくり協会 電話番号一覧

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

藤沢市円行二丁目3番地の17
TEL 46-7788 (代)
FAX 46-2233
(市内線) 4150

湘南台文化センター

藤沢市湘南台1丁目8番地
TEL 45-1500
FAX 45-1503
(市内線) 6754

大庭台墓園墓所

藤沢市大庭3782番地
TEL 87-3557
FAX 87-5594
(市内線) 4140

奥田公園駐車場

藤沢市鵠沼東5番3号
TEL & FAX 27-6191

自転車等駐車場管理事務所
湘南台駅地下公共施設管理事務所

藤沢市湘南台一丁目43番13 (地下2階)
TEL 43-9269
FAX 43-9268

生きがい就労センター
シルバー人材センター

藤沢市鵠沼神明 1-3-18
TEL 27-1100
FAX 27-1102
(市内線) 3284

賛助会費の税制上の取扱いのご案内

- ・ 公益財団法人である本協会の賛助会費は、税制上の寄付金に該当いたします。
- ・ 本協会はPST要件（下図をご参照ください。）を満たさないため、税額控除は選択できませんのでご了承ください。
- ・ 賛助会費は、本協会賛助会員規程第6条の規定に基づき、その50%以上を公益目的事業に使用させていただき、残額については法人の運営に使用させていただきます。
- ・ ご入金を確認させていただいた後に領収書を発行し、お送りいたします。領収書は確定申告に必要となります。再発行いたしませんので、大切に保管をお願いします。
- ・ 寄付金の税制上の優遇及び所得控除につきましては、下図をご参照ください。

税制上の優遇について

公益社団・財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇制度が認められている。寄附金税制優遇については、①個人からの寄附と②法人（民間企業等）からの寄附のそれぞれについて定められている。

①個人からの寄附

1. 所得控除

すべての公益社団・財団法人への寄附が対象となる税制優遇措置

2. 税額控除

一定の要件（PST要件）を満たしていることの証明を受けた公益社団・財団法人への寄附が対象となる税制優遇措置（1. 所得控除との選択適用）

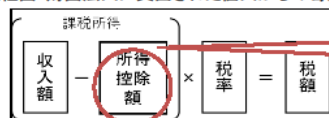
②法人（民間企業等）からの寄附

法人からすべての公益社団・財団法人へ支出された寄附金について、所得金額や資本金額等から算出される一定額を限度として、損金算入すること（損金算入の分だけ、課税対象額が減少します。）ができます。

個人からの寄附について

1. 所得控除

公益社団・財団法人に支出された個人からの寄附金について、 $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円})$ の額が所得控除されます。

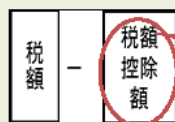


$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円})$
※所得金額の40%相当額が限度

★所得控除を行った後に税額を掛けるため、所得 税率が高い高所得者の方が減税効果が大い。

2. 税額控除（平成23年度税制改正によって創設）

いわゆるパブリックサポートテスト（PST要件）を満たしている公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金について、 $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$ の額を税額から控除し、所得控除制度との選択適用となります。



$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$
(注1) 寄附金額が総所得額の40%に相当する金額を超える場合は、40%に相当する額
(注2) 控除額は所得税額の25%が限度

★税額を算出した後に、税率に関係なく、寄附金額を控除するため、小口の寄附にも減税効果が大い。

【パブリックサポートテスト（PST要件）とは】

法人の過去の実績において以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

<要件1> 実績判定期間における、3000円以上の寄付者数が「実績判定期間年数×100人以上」

<要件2> 実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額」が20%以上